

助成車両 廃車の流れ（全 3 ページ）

日本財団の助成車両は使用できる間は使用して頂くのが原則です。

転売、下取り、リース等はできません。

1. 廃車を希望される場合、日本財団車両担当へ「[車両に関するお問い合わせフォーム](#)」より廃車理由、車両の状態（走行距離、不具合詳細、修理代金等）をお知らせ下さい。
2. 日本財団の案内に従って手続きを進めてください。
手続きの流れについては3頁目をご確認ください。

(1) 事業年度経過年数により提出書類の様式と提出方法が異なります。

1. 廃車承認申請書（様式は日本財団よりメールにて送付）
助成事業完了年度の翌年度から起算して、5年間を経過していない車両
→廃車承認申請書
2. 廃車届出書（届出書フォームを日本財団よりメールにてご案内）
助成事業完了年度の翌年度から起算して、5年間を経過した車両
→廃車届出書

(2) 車両は必ず完全解体、永久抹消処理をしてください。

日本財団より車両の解体を確認させていただく場合があるので、下記いずれかの解体を証明する資料をご準備されることを推奨致します。

<普通自動車の場合>

備考欄に[滅失・解体等]又は[永久抹消]と記されている運輸局発行の「登録事項等証明書(写)」

<軽自動車の場合>

【届出済[解体]】と記されている軽自動車検査協会発行の「検査記録事項等証明書(写)」または「自動車検査証返納証明書(写)」

【届出済[解体]】と記載されていない場合は追加書類として リサイクル券番号（移動報告番号）が確認できる「使用済自動車引取証明書(写)」

※上記が準備できない場合は自動車リサイクルシステムの解体を表示するページの写しでも解体を証明する書類となります。

※助成事業完了年度の翌年度から起算して5年間を経過していない車両は、日本財団より「承認書」が送付されてから車両の解体を行ってください。

※ 承認、了承を受けた廃車となる車両は全て永久抹消し、完全解体を行ってください。

※ 一時抹消の場合、再度手続きをお願いする事があります。

